

医療機関等との協定締結に係る協議について（訪問看護事業所）

1 事業所の情報

法人名		事業所 T E L	
事業所名			
事業所の住所			
事業所の代表者名		事業所の管理者名	
医療機関コード（10桁：県番号の456に統けて数字7桁記入）	456		
担当者名		メールアドレス	

※管理者名を協定書に記載します。

2 新型コロナに関する事業について、対応の経験はありますか。

	回答 (○×)
新型コロナ事業の対応経験有無	

3 今後、新興感染症が流行した場合、流行初期以降に自宅療養者等への医療の提供（訪問看護）が可能ですか。下記の対応可能な施設についてご回答ください。

【医療措置協定における新興感染症発生時の医療機関間の役割について】

○流行初期

- ・発生の公表後 1 週間～3ヶ月までの期間
- ・上記期間で新型コロナ時の2020年12月時点の体制確保を目標とする
- ・入院及び外来において、感染症指定医療機関及び一部の公的医療機関等が対応
- ・すべての項目において、新型コロナで対応した医療機関を中心に対応

○流行初期以降

- ・発生の公表後 3ヶ月～6ヶ月までの期間
- ・上記期間で新型コロナ時の2022年12月時点の最大体制確保を目標とする

本協議では、「流行初期以降」の対応についてご回答いただけます。なお、それぞれの項目において、カッコ内の「発生公表後3ヶ月後～6ヶ月後まで」とは、公表前から対応する感染症指定医療機関の対応などを基に、感染症に対する最新の知見等を国が集約・周知した状態での対応となることを捉えてください。

○下記に記載する対応可能項目について

- ・貴事業所での「新型コロナにおける2022年12月時点の対応可能項目」を参考として記載ください。

施設類型等	訪問看護の可否 (○×)
自宅療養者対応	
宿泊療養者対応	
高齢者施設対応	
障がい者施設対応	

4 （3で対応可能とご回答いただいた医療機関のみお答えください）対応可能な施設に対して、健康観察の対応は可能ですか。

	回答 (○×)
健康観察の対応可否	

5 今後の新興感染症発生に備えて、個人防護具（PPE）の確保について協定を締結し、平時から備蓄することは可能ですか。

備蓄可能な場合は予定数をご記入ください。

○備蓄数記載上の注意

- ・備蓄数は現時点での在庫ではなく、協定を締結した場合、平時において備蓄が可能な数量及び月数（2ヶ月分以上を推奨）を記載ください。
- ・備蓄する物資については、現在のところ国及び県からの補助予定はありません。自費で購入し備蓄を行うことを前提として、下記に数量をご記入ください。

※備蓄枚数の参考値は別タブ「別紙」に記載

	備蓄数	
	○か月分	○枚（手袋のみ「○双」）
サージカルマスク		
N95マスク		
アイソレーションガウン		
フェイスシールド		
非滅菌手袋		

○補足事項
・国のガイドラインでは、備蓄量は新型コロナ対応時（令和3年度～令和4年度）の平均使用量の2ヶ月分を推奨しています。
・N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。
・アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。
・フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨します。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄することを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2ヶ月分を確保しているのと同等なものとします。

6 これまでの質問で補足したい点などございましたら、下記にご記入をお願いします。

--